

# 令和2年石巻市議会第1回定例会提出議案一覧

## 1 条例議案（35件）

- (1) 第2号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例)

### <改正理由>

令和元年台風第19号による災害により被災された生徒の就学機会を確保するため、石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金について、県立学校と同様に徴収期限の変更又は免除することができるよう、本条例の一部を改正したもの。

### <改正内容>

附則第4項、第5項、第6項及び第7項

令和2年度入学者のうち、台風第19号による災害により被害を受けた者に係る入学者選抜手数料及び入学金の徴収期限の変更又は免除について新たに規定するほか、文言を整理するもの。

附則

施行期日を規定するもの。

<公布の日から施行>

- (2) 第3号議案 石巻市行財政改革推進委員会条例  
(3) 第4号議案 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例  
(4) 第5号議案 石巻市総合交通戦略審議会条例  
(5) 第6号議案 石巻市プロポーザル選定委員会条例  
(6) 第8号議案 石巻市地域福祉委員会条例  
(7) 第9号議案 石巻市老人ホーム入所判定委員会条例  
(8) 第10号議案 石巻市地域密着型サービス運営委員会条例  
(9) 第11号議案 石巻市健康増進計画推進委員会条例  
(10) 第15号議案 石巻市旧北上川堤防利活用協議会条例  
(11) 第16号議案 石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例  
(12) 第18号議案 石巻市立病院倫理委員会条例  
(13) 第21号議案 石巻市表彰に関する条例の一部を改正する条例  
(14) 第22号議案 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例  
(15) 第31号議案 石巻市介護保険条例の一部を改正する条例

### <制定・改正理由>

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が本年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化されることを踏まえ、これまで要綱等により設置していた各種委員会や会議の委員について、非常勤特別職の地方公務員に任用するため、各種委員会等の設置根拠を条例に改め、本市の附属機関として位置づけることから、各条例を制定（改正）するもの。

<制定・改正内容>

**(石巻市行財政改革推進委員会条例)**

行財政改革等の重要事項を調査審議する委員会を設置するため、設置、組織等、委員長及び副委員長、会議、意見の聴取等、会議の公開並びに委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日、会議の招集を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市行財政改革推進委員会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

<令和2年4月1日から施行>

**(石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例)**

石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合的かつ計画的に推進する会議を設置するため、設置、所掌事務、組織、任期、会長及び副会長、会議並びに委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

<令和2年4月1日から施行>

**(石巻市総合交通戦略審議会条例)**

地域公共交通の基本方針とする石巻市総合交通戦略の策定及び進行管理に関する事項を審議する審議会を設置するため、設置、所掌事務、組織、委員、会長、会議及び委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市総合交通戦略審議会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

<令和2年4月1日から施行>

**(石巻市プロポーザル選定委員会条例)**

プロポーザル方式により市が業務委託、建設工事その他の契約を締結する場合の契約の相手方の候補者の選定を行う委員会を設置するため、設置、定義、所掌事項、組織、委員長、会議、意見の聴取、守秘義務、庶務及び委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市プロポーザル選定委員会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

<令和2年4月1日から施行>

#### **(石巻市地域福祉委員会条例)**

石巻市地域福祉計画の策定及び推進に関する事項を審議する委員会を設置するため、設置、所掌事務、組織、任期、会長及び副会長、会議並びに委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日、最初の委員の任期、最初の委員会の招集を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市地域福祉委員会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

#### **(石巻市老人ホーム入所判定委員会条例)**

老人ホームの入所措置及び入所継続の要否について判定を行う委員会を設置するため、設置、任務、判定基準、組織、委員の任期、委員長、会議、報告、守秘義務、緊急入所措置及び委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日、最初の委員の任期、最初の判定委員会の招集を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市老人ホーム入所判定委員会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

#### **(石巻市地域密着型サービス運営委員会条例)**

介護保険法に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業の適正な運営確保のため、サービス等に要する費用の額や運営の基準等を調査審議する委員会を設置することから、設置、所掌事務、組織、任期、会長及び副会長、会議、意見の聴取等並びに委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日、最初の委員会の招集を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市地域密着型サービス運営委員会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

#### **(石巻市健康増進計画推進委員会条例)**

石巻市健康増進計画に関する事項を審議する委員会を設置するため、設置、所掌事項、組織、任期、会長及び副会長、会議並びに委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日、最初の委員の任期、最初の委員会の招集を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市健康増進計画推進委員会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

### **(石巻市旧北上川堤防利活用協議会条例)**

石巻市中央地区の河川堤防、水域等における、民間事業者等の適正かつ公平な利活用推進のため、利用区域の範囲及び場所や管理運営等を協議する協議会を設置することから、設置、所掌事務、組織、任期、座長、会議、会議の公開及び委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日、最初の委員の任期を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市旧北上川堤防利活用協議会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

<令和2年4月1日から施行>

### **(石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例)**

中高層建築物等の建築に伴う近隣関係住民と建築主との紛争の予防及び調整を図る調停委員会を設置するため、目的、用語の定義、当事者の責務、標識の設置等、説明会の開催、電波障害の排除、図書の提出、あつせん、あつせんの打切り、調停の申請等、調停の勧告、調停の打切り、調停の報告、工事の延期等の要請、委員会、組織及び委員、臨時委員、委員の解職並びに委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市中高層建築紛争調停委員会委員及び臨時委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

<令和2年4月1日から施行>

### **(石巻市立病院倫理委員会条例)**

石巻市立病院で行われる医学研究及び医療行為に関し、倫理的な観点から審査を行う委員会を設置するため、設置、所掌事項、組織、委員長及び副委員長、会議、審査の申請、審査の結果等、専門部会、秘密の保持並びに委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市立病院倫理委員会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

<令和2年4月1日から施行>

### **(石巻市表彰に関する条例の一部を改正する条例)**

#### **第3条**

市政功労表彰において、候補者に係る欠格条項を新たに規定するもの。

#### **第6条**

市政功労表彰の候補者を推薦するための「石巻市市政功労者表彰推薦委員会」の設置について新たに規定するもの。

#### **第11条**

見出しの「資格の停止」を「表彰の取消し、資格の喪失等」に改め、第3条への欠格条項規定の追加に伴い、条文を改めるもの。

附則第1項

施行期日を規定するもの。

附則第2項

石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
「石巻市市政功労者表彰推薦委員会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

**(石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例)**

第4条の2

指定管理者候補の選定を行う「指定管理者候補者選定委員会」の設置について新たに規定するもの。

第5条及び第7条

文言の整理を行うもの。

附則第1項

施行期日を規定するもの。

附則第2項

石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
「石巻市指定管理者候補者選定委員会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

**(石巻市介護保険条例の一部を改正する条例)**

第14条

審議会の設置等において、石巻市介護保険運営審議会の調査・審議事項に「地域包括センターの運営に関する事項」を新たに加えるもの。

附則第1項

施行期日を規定するもの。

附則第2項

石巻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正

第3条第2項及び第4条第3項において「地域包括支援センター運営協議会」を「石巻市介護保険運営審議会」に改めるもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

**(16) 第7号議案 石巻市ささえあいセンター条例**

＜制定理由＞

医療、介護、保健、福祉等の連携とサービスを一体的に提供する体制を構築するとともに、地域住民が相互に支えあうことのできる地域づくりを目的とし、本市の地域包括ケアを推進する拠点として、「石巻市ささえあいセンター」を設置するため、本条例を制定するもの。

＜制定内容＞

設置、事業、施設利用、入館の制限、利用の許可、許可の制限、目的外利用等の禁止、特別設備等の設置、許可の取消し等、原状回復、駐車場の使用料等、損害賠償、指定管理者による管理及び委任について規定するもの。

また、附則において、施行期日を規定するもの。

＜令和2年5月30日から施行＞

**(17) 第12号議案 石巻市土地改良施設管理条例**

＜制定理由＞

中津山地区における国営かんがい排水事業の完了に伴い、鶴家及び後谷地の両排水機場を適正に運営するため、土地改良法に基づく管理条例を制定するもの。

＜制定内容＞

趣旨、名称及び位置、施設管理、管理の委託並びに委任について規定するもの。

また、附則において施行期日を規定するもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

**(18) 第13号議案 石巻市雄勝拠点エリア条例**

＜制定理由＞

雄勝地域の水産・観光・伝統産業の振興、来訪者と市民との交流の促進及び地域の活性化を図ることを目的とした「石巻市雄勝地域拠点エリア」を本年4月に開設する予定となったことから、本条例を制定するもの。

＜制定内容＞

設置、施設、休館日及び開館時間、観覧料、研修室等の利用許可、許可の取消し等、目的外利用等の禁止、特別設備等の設置、研修室等の使用料、テナント区画等の利用許可、許可の取消し等、目的外利用等の禁止、特別設備の制限、テナント区画等使用料、原状回復の義務、観覧料等の減免及び還付、損害賠償の義務、立入りの制限、指定管理者による管理、指定管理者による自主事業並びに委任について規定するもの。

また、附則において、施行期日及び準備行為を規定するほか、「石巻市雄勝硯伝統産業会館条例」、「石巻市雄勝インフォメーションセンター条例」及び「石巻市雄勝石ギャラリー条例」を廃止するもの。

＜令和2年4月1日から施行。ただし、準備行為の規定は公布の日から施行＞

**(19) 第14号議案 石巻市十八成浜ビーチパーク条例**

＜制定理由＞

市民に海洋レクリエーションと憩いの場を提供し、併せて牡鹿地域の観光の振興、交流の促進及び地域活性化を図るため、「石巻市十八成浜ビーチパーク」を、本年7月に開設する予定となったことから、本条例を制定するもの。

＜制定内容＞

設置目的、施設、施設の利用期間及び利用時間、施設の利用、行為の禁止、行為の制限、許可の取消し等、利用の禁止又は制限、損害賠償の義務並びに委任について規定するもの。

また、附則において、施行期日を規定するもの。

＜令和2年7月1日から施行＞

**(20) 第17号議案 石巻市空家等の適切な管理に関する条例**

＜制定理由＞

適切な管理が行われていない空家等による安全性の低下や公衆衛生の悪化等、今後、問題の深刻化が懸念されることから、空家等に関する対策及び利活用の実施について必要な事項を定め、市民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図るため、本条例を制定するもの。

＜制定内容＞

目的、定義、市の責務、所有者等の責務、市民等の協力、空家等対策計画、協議会、事前調査、外観調査、立入調査、特定空家等の認定、助言及び指導、勧告、命令、公示、代執行、応急措置、関係機関との連携並びに委任について規定するもの。

また、附則において、施行期日を規定するもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

**(21) 第19号議案 石巻市交通安全指導員条例を廃止する条例**

＜廃止理由＞

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が本年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化されることに伴い、これまで非常勤特別職の地方公務員として任用していた本市の交通安全指導員の身分を有償ボランティアに移行することから、本条例を廃止するもの。

＜内容＞

石巻市交通安全指導員条例を廃止するもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

**(22) 第20号議案 石巻市雄勝森林公園条例を廃止する条例**

＜廃止理由＞

東日本大震災で避難所として活用され、仮設住宅の設置により休園していた「雄勝森林公園」の再園について地域住民を交えて検討を重ねてきた結果、利用者へのサービス向上や地域活性化等が期待できることから、民間活力の導入により再園のための整備及び再園後の管理運営を行うこととしたため、当該施設の条例を廃止するもの。

＜内容＞

石巻市雄勝森林公園条例を廃止するもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

**(23) 第23号議案 石巻市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

会計年度任用職員のサービスの宣誓方法について規定するため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第2条

職員のサービスの宣誓において、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができる規定を加えるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

**(24) 第24号議案 石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員は常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが地方自治法において明確化されたことから、公務災害補償等の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によるものとするため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第5条

補償基礎額において、フルタイム会計年度任用職員にあたる「給料を支給される職員」を新たに規定するもの。

附則

施行期日及び経過措置を規定するもの。

＜令和2年4月1日から施行。この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。＞



**(25) 第 2 5 号議案 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

令和 2 年度から市立小中学校に順次設置予定の「石巻市学校運営協議会」の委員の報酬額を規定するほか、現在規定されている委員の名称の修正や、廃止されている委員の報酬額の削除等を行うため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

別表中、「学校給食センター運営審議委員会委員」を「学校給食センター運営委員会委員」に、「石巻市立病院運営審議会委員」を「石巻市病院運営審議会委員」に改め、「石巻文化センター運営委員会委員」、「石巻市生涯学習推進委員会委員」及び「石巻市行政評価等検討委員会委員」の項を削り、「石巻市国民保護協議会委員」及び「石巻市農政対策審議会委員」の報酬（勤務 1 日につき：9, 5 0 0 円）のほか、「石巻市学校運営協議会委員」の報酬（年額：5, 0 0 0 円）を加えるもの。

＜公布の日から施行。ただし、別表に石巻市学校運営協議会委員の項を加える改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行＞

**(26) 第 2 6 号議案 石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、満 1 8 歳未満の子どもに対しても一律に課税されている国民健康保険税の「均等割」の一部を減免することができるよう、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

**第 2 5 条**

保険税の減免において、減免対象に満 1 8 歳未満の被保険者が属する世帯を追加するほか、減免申請の省略規定を追加し、併せて条文の整理を行うもの。

**附則第 1 項**

施行期日を規定するもの。

**附則第 2 項**

適用区分について規定するもの。

＜令和 2 年 4 月 1 日から施行。この条例による改正後の第 2 5 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 1 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。＞

- (27) 第 2 7 号議案 石巻市公共物管理条例の一部を改正する条例  
(28) 第 3 3 号議案 石巻市都市公園条例の一部を改正する条例  
(29) 第 3 5 号議案 石巻市道路占用料条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「道路法施行令の一部を改正する政令」が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国道の道路占用料に準拠して定めている本市の公共物使用料、都市公園使用料及び道路占用料を改定するため、各条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

それぞれの別表に規定する使用料及び占用料を改定するもの。

また、それぞれの附則において、施行期日及び経過措置を規定するもの。

<令和 2 年 4 月 1 日から施行。この条例による改正後の各別表の規定は、この条例の施行の日以後の徴収すべき使用料（占用料）について適用し、同日前に徴収すべき使用料（占用料）については、なお従前の例による。>

- (30) 第 2 8 号議案 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

<改正理由>

平成 3 0 年 1 2 月に石巻中学校及び門脇中学校父母教師会会長の連名で「統合に向けた話し合いの早期開催を求める要望」があり、両校 P T A 役員との話し合いや学区内住民を対象とした地区説明会等を開催し検討した結果、「門脇中学校を閉校し、令和 3 年 4 月に石巻中学校に統合」することとなったため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第 4 条の表

「石巻市立門脇中学校」の項を削るもの。

<令和 3 年 4 月 1 日から施行>

- (31) 第 2 9 号議案 石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「高須賀地区児童プール」は平成元年度に建設され、地域の協力のもと管理運営を行ってききましたが、経年劣化により大規模な改修が必要となるほか、利用児童の減少やプール当番員の配置が困難となり、当該施設を廃止・解体することで地域住民と協議が調ったことから、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第 2 条の表から「高須賀地区児童プール」の項を削り、別表の備考 5 を削るもの。

<令和 2 年 4 月 1 日から施行>

**(32) 第30号議案 石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

石巻市行財政運営プランに基づき、「石巻市成田老人憩の家」及び「石巻市馬鞍老人憩の家」について、指定管理者となっている地元の管理運営委員会と協議を行い、「成田自治会」及び「馬鞍自治会」に無償譲渡することで協議が調ったことから、当該施設を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

別表第1

「石巻市成田老人憩の家」及び「石巻市馬鞍老人憩の家」の項を削るもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

**(33) 第32号議案 石巻市印鑑条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月17日に公布されたことに伴い、総務省の「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第2条

印鑑登録の資格において、印鑑登録を受けることが出来ない者のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めるもの。

第5条及び第6条

印鑑登録の制限、印鑑の登録において、印鑑登録証明事務処理要領と整合性を図るため、文言を整理するもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜公布の日から施行＞

(34) 第34号議案 石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例及び石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

法定利率の見直し等が行われる「民法の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、「土地区画整理法施行令」の一部が改正されたことから、関係する条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正

第30条

○第2条 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正

第25条

清算金の分割徴収又は分割交付における清算金に付すべき利子について、次のとおり改めるもの。

清算金	改正	現行
分割徴収	財政融資資金の貸付けの利率 <u>(換地処分の公告があった日の翌日における法定利率を超えるときは法定利率)</u> 償還期間 5年以内 据置期間 なし 償還方法 元金均等半年賦償還	財政融資資金の貸付けの利率 <u>(年6%を超えるときは年6%)</u> 償還期間 5年以内 据置期間 なし 償還方法 元金均等半年賦償還
分割交付	<u>換地処分の公告があった日の翌日における法定利率</u>	年6%

※法定利率：民法404条2項で定める利率（現在の民事5%、商事6%を令和2年4月1日から3年間は一律3%に引き下げし、以後3年ごと見直し）

○附則

施行期日及び経過措置を規定するもの。

<令和2年4月1日から施行。この条例の施行日の前々日までに換地処分の公告があった場合における分割徴収又は分割交付に係る清算金に付すべき利子の利率は、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。>

(35) 第36号議案 石巻市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

石巻市立病院における東北大学病院などからの応援医師による眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の外来診療について、今後も応援医師により継続して診療を行える見込みとなったため、診療科目に追加するほか、現在内科に含まれている循環器内科、消化器内科及び緩和ケア内科について、より専門性を広く周知するため、標榜する診療科目の細分化を行うことから、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第1条

第2項の表、「石巻市立病院」の診療科目を次のとおり改めるもの。

改 正
内科、 <u>循環器内科、消化器内科、緩和ケア内科</u> 、外科、整形外科、眼科、 <u>耳鼻咽喉科、皮膚科</u> 、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科
現 行
内科、外科、整形外科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科

第4条

地方自治法の改正に伴い引用条項を改めるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

<公布の日から施行。ただし、第4条の改正規定は令和2年4月1日から施行>

## 2 条例外議案（33件）

### （1）第46号議案 財産の無償譲渡について

### （2）第47号議案 財産の無償譲渡について

<内 容>

石巻市成田老人憩の家及び石巻市馬鞍老人憩の家は、現在、地元の管理運営委員会が指定管理者となっているが、石巻市行財政運営プランに基づき、無償譲渡することで協議が調ったことから、それぞれの施設を各自治会に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議案番号	譲渡財産・面積等		譲渡の相手方
第46号	譲渡財産	建物（石巻市成田老人憩の家、その他附帯設備及び備品一式）	石巻市成田字小塚宅地91番地2
	所在地	石巻市成田字小塚宅地91番地2	成田自治会
	延床面積	132.46平方メートル	代表者 高橋 繁 信
	構造	木造平屋建て	
	評価額	970,000円相当額	
第47号	譲渡財産	建物（石巻市馬鞍老人憩の家、その他附帯設備及び備品一式）	石巻市馬鞍字百目木13番地
	所在地	石巻市馬鞍字百目木13番地	馬鞍自治会
	延床面積	183.01平方メートル	代表者 佐々木 正文
	構造	木造平屋建て	
	評価額	1,327,000円相当額	

### （3）第48号議案 財産の無償貸付けについて

<内 容>

石巻産業創造株式会社の業務拠点である、産業業務機能支援中核施設「石巻ルネッサンス館」の用地について、同社への貸付期間が本年3月31日をもって満了することから、引き続き同社に無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・貸付財産 土地
- ・所在地 石巻市開成1番35
- ・面積 9,956.68平方メートル
- ・貸付けの目的 産業業務機能支援中核施設「石巻ルネッサンス館」用地
- ・貸付けの期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- ・貸付けの相手方 石巻市開成1番地35  
石巻産業創造株式会社  
代表取締役 阿部 明 夫

**(4) 第49号議案 財産の取得について**  
**(排水パッケージポンプ及び発動発電機)**

<内 容>

台風や豪雨による浸水被害現場等において緊急排水作業に使用する排水パッケージポンプ及び発動発電機を取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・取得財産 排水パッケージポンプ及び発動発電機
- ・納入場所 市内一円（5か所）
- ・数量 各5台
- ・取得方法 制限付き一般競争入札
- ・取得価格 金96,250,000円
- ・取得の相手方 名取市田高字原182番地1号  
株式会社南東北クボタ名取本社  
営業本部長 門馬英敏

**(5) 第50号議案 工事委託に関する年度協定の締結について**  
**(石巻線陸前稲井・渡波間稲井こ線橋新設工事の施行に関する令和2年度協定)**

<内 容>

平成30年度に東日本旅客鉄道株式会社と締結した「石巻線陸前稲井・渡波間稲井こ線橋新設工事の施行に関する協定書」に基づき、石巻線陸前稲井・渡波間稲井こ線橋の整備促進を図るため、令和2年度における年度協定を締結するに当たり、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・協定名 石巻線陸前稲井・渡波間稲井こ線橋新設工事の施行に関する令和2年度協定
- ・事業名 石巻線陸前稲井・渡波間稲井こ線橋新設工事
- ・年度協定額 金904,492,000円
- ・協定の相手方 仙台市青葉区五橋一丁目1番1号  
東日本旅客鉄道株式会社  
東北工事事務所長 谷口俊一

(6) 第51号議案 工事委託に関する年度協定の締結について  
(石巻線石巻構内小川町踏切拡幅及び水路改修事業の施行に関する  
令和2年度協定)

<内 容>

令和元年度に東日本旅客鉄道株式会社と締結した「石巻線石巻構内小川町踏切拡幅及び水路改修事業の施行に関する協定書」に基づき、石巻線石巻構内小川町踏切拡幅及び水路改修の整備促進を図るため、令和2年度における年度協定を締結するに当たり、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・協定名 石巻線石巻構内小川町踏切拡幅及び水路改修事業の施行に関する令和2年度協定
- ・事業名 石巻線石巻構内小川町踏切拡幅及び水路改修事業
- ・年度協定額 金237,426,480円
- ・協定の相手方 仙台市青葉区五橋一丁目1番1号  
東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員仙台支社長 坂 井 究

(7) 第52号議案 工事委託に関する年度協定の締結について  
(仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事の施行  
に関する令和2年度協定)

<内 容>

令和元年度に東日本旅客鉄道株式会社と締結した「仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事の施行に関する協定書」に基づき、仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋の整備促進を図るため、令和2年度における年度協定を締結するに当たり、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・協定名 仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事の施行に関する令和2年度協定
- ・事業名 仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事
- ・年度協定額 金1,207,192,000円
- ・協定の相手方 仙台市青葉区五橋一丁目1番1号  
東日本旅客鉄道株式会社  
東北工事事務所長 谷 口 俊 一



(8) 第53号議案 工事請負の契約締結について  
(おおすき 仮称) 大須崎灯台線道路改良工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市雄勝町大須字大須ほか1字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金210,856,800円
- ・契約の相手方 石巻市門脇字元明神10番地  
重吉興業株式会社  
代表取締役 山内 ひろみ

(9) 第54号議案 工事請負の契約締結について  
(長面地区低平地整備工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市長面字須賀ほか地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金541,750,000円
- ・契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号  
遠藤興業株式会社  
代表取締役 遠藤 正樹

(10) 第55号議案 工事請負の契約締結について  
(石巻工業港運河線橋梁下部工新設工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市門脇字四番谷地ほか1字地内
- ・契約の方法 随意契約
- ・契約金額 金320,100,000円
- ・契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号  
遠藤興業株式会社  
代表取締役 遠藤 正樹

(11) 第56号議案 工事請負の契約締結について  
(七窪蛇田線橋梁上部工製作工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市清水町一丁目ほか2字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金369,431,172円
- ・契約の相手方 仙台市青葉区中央三丁目2番1号  
株式会社横河ブリッジ仙台営業所  
所長 大河原 宏

(12) 第57号議案 工事請負の契約締結について  
(吉浜橋橋梁災害復旧工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市北上町十三浜字吉浜ほか3字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金756,184,000円
- ・契約の相手方 石巻市三ツ股四丁目3番1号  
株式会社グリーンシェルター石巻支店  
支店長 黒川 裕久

(13) 第58号議案 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について  
(（仮称）新東内海橋橋梁下部工新設工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市八幡町一丁目地内
- ・契約の方法 随意契約
- ・契約金額 変更前 金148,824,000円  
変更後 金162,278,100円
- ・契約の相手方 石巻市南中里四丁目6番6号ササキビル1F  
升川建設株式会社宮城営業所  
所長 板花 惣一

(14) 第59号議案 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について  
(林道橋橋梁災害復旧工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市北上町十三浜字菖蒲田地内
- ・契約の方法 随意契約
- ・契約金額 変更前 金141,480,000円  
変更後 金190,995,400円
- ・契約の相手方 仙台市青葉区中央二丁目9番27号  
東洋建設株式会社東北支店  
執行役員支店長 田 中 啓 之

(15) 第60号議案 工事請負契約の一部変更について  
(十八成浜漁港海岸保全施設整備(その3)工事)

<内 容>

- ・請負者 森本組・マルテック特定建設工事共同企業体  
代表者  
仙台市青葉区一番町二丁目1番2号  
株式会社森本組東北支店  
執行役員支店長 久 保 幸 三
- ・契約金額 変更前 金485,767,800円  
変更後 金523,618,800円

(16) 第61号議案 工事請負契約の一部変更について  
(大原川さけ人工ふ化場整備工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市恵み野三丁目1番地2  
株式会社丸本組  
代表取締役 佐 藤 昌 良
- ・契約金額 変更前 金274,457,000円  
変更後 金292,335,300円

(17) 第62号議案 工事請負契約の一部変更について  
(屋敷浜猪落線道路改良工事)

<内 容>

- ・請負者 瀬崎組・ヤマゼン雁部組特定建設工事共同企業体  
代表者  
石巻市南中里三丁目15番21号  
株式会社瀬崎組  
代表取締役 瀬 崎 茂 貴
- ・契約金額 変更前 金776,277,000円  
変更後 金690,978,600円

(18) 第63号議案 工事請負契約の一部変更について  
(祝田地区排水ポンプ設備設置工事)

<内 容>

- ・請負者 仙台市青葉区本町二丁目1番29号  
株式会社石垣東北支店  
支店長 片 山 浩 司
- ・契約金額 変更前 金263,304,000円  
変更後 金301,823,800円

(19) 第64号議案 工事請負契約の一部変更について  
(（仮称）防災マリーナ整備工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号  
遠藤興業株式会社  
代表取締役 遠 藤 正 樹
- ・契約金額 変更前 金1,060,290,000円  
変更後 金1,314,767,300円

(20) 第65号議案 工事請負契約の一部変更について  
(防災緑地2号施設整備工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号  
遠藤興業株式会社  
代表取締役 遠藤正樹
- ・契約金額 変更前 金1,121,927,760円  
変更後 金1,242,351,360円

(21) 第66号議案 工事請負契約の一部変更について  
(鹿妻小学校校舎老朽化対策工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市南光町二丁目2番11号  
日本製紙石巻テクノ株式会社  
代表取締役社長 向井継男
- ・契約金額 変更前 金224,730,000円  
変更後 金244,976,600円

(22) 第67号議案 工事請負契約の一部変更について  
(稲井小学校校舎老朽化対策工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市南光町一丁目4番20号  
菱中建設株式会社石巻支店  
執行役員支店長 加藤恭裕
- ・契約金額 変更前 金159,203,000円  
変更後 金174,461,100円

(23) 第68号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災明神漁港海岸保全施設災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市恵み野三丁目1番地2  
株式会社丸本組  
代表取締役 佐藤昌良
- ・契約金額 変更前 金1,280,178,900円  
変更後 金1,653,692,700円

(24) 第69号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災小淵漁港災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道北三丁目7番27号  
新東総業株式会社  
代表取締役社長 新 田 秀 悦
- ・契約金額 変更前 金1,511,421,480円  
変更後 金1,599,632,680円

(25) 第70号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災小網倉漁港ほか災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 丸本組・西村組復旧・復興建設工事共同企業体  
代表者  
石巻市恵み野三丁目1番地2  
株式会社丸本組  
代表取締役 佐 藤 昌 良
- ・契約金額 変更前 金1,891,915,040円  
変更後 金1,935,822,640円

(26) 第71号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災池ノ浜漁港災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 丸本組・西村組復旧・復興建設工事共同企業体  
代表者  
石巻市恵み野三丁目1番地2  
株式会社丸本組  
代表取締役 佐 藤 昌 良
- ・契約金額 変更前 金1,268,667,460円  
変更後 金1,333,410,160円

(27) 第72号議案 工事請負契約の一部変更について  
(湊東地区土地区画整理事業宅地造成道路築造工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道北三丁目7番27号  
新東総業株式会社  
代表取締役社長 新 田 秀 悦
- ・契約金額 変更前 金1,722,706,900円  
変更後 金1,893,140,900円

(28) 第73号議案 工事請負契約の一部変更について  
(湊西地区土地区画整理事業宅地造成・道路築造工事)

<内 容>

- ・請負者 鴻池組・西武建設・丸本組特定建設工事共同企業体  
代表者  
仙台市青葉区中央二丁目9番27号  
株式会社鴻池組東北支店  
常務執行役員支店長 加 藤 康
- ・契約金額 変更前 金3,444,267,960円  
変更後 金3,745,495,260円

(29) 第74号議案 町の区域を新たに画することについて

(30) 第75号議案 住居表示に関する法律第3条第1項の規定により定めた市街地の  
区域の変更について

<内 容>

湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業に伴い、区域内の道路の位置や土地の形状が変わることから、住民の利便性の向上を図るため、事業区域内において、施行後の土地の形状にあわせて、町の区域を「湊西一丁目」、「湊西二丁目」及び「湊西三丁目」に新たに画することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

また、新たな区域に包含される「大門町一丁目」の全部と、「川口町一丁目」、「川口町二丁目」、「川口町三丁目」、「大門町二丁目」、「明神町一丁目」、「湊町三丁目」及び「湊町四丁目」の各一部について、本市の住居表示施行区域から除外するもの。

- (31) 第76号議案 市道路線の認定について  
 (32) 第77号議案 市道路線の廃止について  
 (33) 第78号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の認定、廃止及び変更の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	市の事業によるもの ・南浜西部地区低平地整備事業	1路線	192.70
	計	1路線	192.70
廃止	市の事業によるもの ・石巻南浜津波復興祈念公園整備事業	22路線	△7,587.05
	・湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業	7路線	△944.74
	計	29路線	△8,531.79
変更	市の事業によるもの ・湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業	6路線	△658.73
	計	6路線	658.73



# 令和2年石巻市議会第1回定例会追加提出議案一覧

## 1 条例外議案（6件）

### （1）第92号議案 財産の減額貸付けについて

市民生活の利便性を確保し、中心市街地活性化や駅前の賑わい創出、また、地元の雇用創出を図るため庁舎1階の一部を減額貸付けするもの。

- ・貸付財産 建物（附帯設備を含む。）
- ・所在地 石巻市穀町56番5
- ・構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造6階建
- ・貸付面積 2,537.75平方メートル
- ・貸付けの期間 令和2年4月1日から令和12年3月31日まで
- ・貸付けの相手方 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
イオン東北株式会社  
代表取締役社長 辻 雅 信
- ・貸付料の額 金5,648,940円（年額）

### （2）第93号議案 工事請負の契約締結について （旧大川小学校震災遺構整備外構工事）

<内 容>

- ・工事場所 石巻市釜谷字<sup>にら</sup>葦島ほか2字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金216,679,672円
- ・契約の相手方 石巻市重吉町7番地1  
南光運輸株式会社  
代表取締役社長 内 田 耕一郎

### （3）第94号議案 市道路線の廃止について

### （4）第95号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の廃止及び変更の内訳

区別	内 容	路線数	延長（m）
廃止	市の事業によるもの ・被災低平地の利活用（河北地区）	1路線	△165.50
	計	1路線	△165.50
変更	市の事業によるもの ・被災低平地の利活用（河北地区）	2路線	△250.70
	計	2路線	△250.70

**(5) 第96号議案 教育委員会委員を任命するにつき同意を求めることについて**

<理 由>

石巻市教育委員会委員の阿部邦英氏が本年5月25日をもって任期満了となることから、その後任について、慎重に選考していましたが、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する阿部邦英氏を引き続き任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

**(6) 第97号議案 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて**

<理 由>

人権擁護委員の佐々木芳美氏が、本年6月30日をもって任期満了となり、また、委員1名が欠員となっていましたことから、その後任候補者の推薦について、仙台法務局長から依頼があり、慎重に選考していましたが、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関して理解のある佐々木芳美氏を引き続き、内海聡氏を新たな候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの。